

内部評価の結果

【評価結果】

事業を実施すべき

【評価理由】

本事業は、開設後 35 年以上が経過し、老朽化や狭隘化が進んだ市立総合療育センターの建て替えを行い、施設面の課題を解消するとともに、近年、多様化・拡大化している障害児（者）の医療・福祉ニーズに対応するための機能充実を図る事業である。

○ 事業の必要性、有効性については、

- ・総合療育センターは、昭和 53 年の開設以来、本市の障害児（者）の療育及び医療の中核施設として重要な役割を果たしているが、施設の老朽化・狭隘化の進行や、一部が新耐震基準を満たしていないといった施設面の課題があること。
- ・今回の建て替えにより、施設の老朽化や狭隘化、新耐震基準を満たしていないといった課題が改善されるとともに、病床の増床や診察室の増設、診療科目の増等の機能充実が可能となり、重症心身障害児（者）の入所・入院の受け入れや、新規外来受診の待機期間の改善など、利便性が向上すること。

などから、本事業の実施は必要なものであるとともに、課題を達成するために有効な事業と判断している。

○ 事業の経済性・効率性については、

- ・収支見通しについて、現在の施設では、年間約 2.2 億円の指定管理料を収入とすることで、事業収支の黒字化を達成しているが、新施設では、診療体制の充実や病床（入所・入院）の増設などによる医療費収入や福祉収入の増加が見込まれており、平成 34 年度までには、収入として指定管理料を見込みますとも、事業収支の黒字化を達成することが可能であること。

などの効果が認められると判断している。

以上、本事業の必要性や有効性、経済性・効率性が認められることから事業を実施すべきと考える。

なお、事業実施にあたっては下記の事項に留意して行う。

- ・建設資材等の上昇に留意しながら、事業の目標を確実なものにできるよう努める。
- ・必要な法手続き等の進捗状況を考慮し、工程の管理をしっかり行う。

【対応方針案】

計画通り実施する